

# 教育委員会会議録

平成28年2月8日(月) 午後1時30分 開会

午後3時12分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員

佐藤元英委員長、岩月慎自委員、則竹伸也委員、廣美里委員、野村道朗教育長

## 3 説明のため出席した職員

岡田信教育次長、溝口正己管理部長、竹下裕隆学習教育部長

後藤由紀夫生涯学習監、磯谷和明総合教育センター所長、八木亨総務課長

與語勝廣教職員課長、山崎眞澄福利課長、山本雅夫生涯学習課長

荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長、吉田伸一特別支援教育課長

鈴木裕健康学習課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長、橋本礼子教育企画室長

冨田正美文化財保護室長、黒沢正行総務課主幹、安井健治財務施設課主幹

鈴村俊二教職員課主幹、加藤潤教職員課主幹、大道伊津栄生涯学習課主幹

野村均高等学校教育課主幹、小島寿文高等学校教育課主幹、坂川智総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

佐藤委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 委員長報告

なし

## 6 教育長報告

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項2 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

### (1) 損害賠償請求事件について

與語教職員課長が、損害賠償請求事件の判決言渡について報告。

佐藤委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (2) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 7 議題及び議事の概要

佐藤委員長が各委員に諮り、協議題1 平成27年度教育委員会所管2月補正予算(案)について、協議題2 平成28年度教育委員会所管当初予算(案)について、

協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題4 愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について、協議題5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について、協議題6 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

第2号議案 「あいちの教育ビジョン2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画 - 」  
について

橋本教育企画室長が、「あいちの教育ビジョン2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画 - 」の策定について請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員)

冒頭知事の「ごあいさつ」として、「地方公共団体の長は、地域の実情を踏まえた教育に責任を持つ必要がある」環境整備や学校支援等の教育行政については教育委員会が専門的見地から行う」という役割分担のことを明確に記載してあることは教育委員会としても大変ありがたく、一般県民にとってもわかりやすいと思う。ここまで明らかにするのであれば、教育委員会の施策として、もっと思い切ったことを提案してもよかったのではないかと感じる。もう一步踏み込んで欲しいと思うがどのように考えるか。

計画中、「4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点」の「(1) 生きる力を育む家庭・地域・学校の取組の連携強化」は3つの四角に分けて書かれていて読みやすい構成になっている。(2)から(4)も同様に記載してあるとわかりやすいのではないか。

(橋本教育企画室長)

今回の教育振興基本計画については、知事と教育委員会が一緒になって策定するため、冒頭知事のごあいさつなどで知事の考え等も組み込んだ。施策が遠慮がちではないかという指摘であるが、一緒に策定したことによって、更に知事との連携を深めて一歩ずつ教育委員会の施策に対する理解を得られたらと思っている。

「四つの視点」については文章量の問題である。(1)については、文章が長くなりわかりにくくなったため四角を付けた。他の項目についてはそのままの記載としたい。

(野村教育長)

総合教育会議で教育振興基本計画についてテーマにあげ、知事と意見交換し、総論部分を大綱としてもらうことは意味のあることである。もう少し具体的に書き込めたらという教育委員会の思いはあるが、施策については予算も絡んでくる。この計画で方向は定めてあるため、今後、総合教育会議や予算編成の際に頑張っていかなければならないと思う。

(佐藤委員長)

今回の教育振興基本計画について、何回も内容について議論をし、数値目標なども明確にされているが、この計画に沿って実施する5年間は長く、期間の中でも優先事項等が出てくることが予想される。その都度教育委員会会議の場や知事部局との相談の上進めていくと思うが、計画が変わることはあるのか。

(橋本教育企画室長)

「計画の推進に当たって」に記載しているが、状況の変化等に応じて優先順位を繰り上げていくこともあるかと思う。また、毎年の進捗状況を点検・評価として実施する中で施策や事業の見直し等を行っていきたいと考えている。

(佐藤委員長)

この計画に沿って今後施策等を進めていくわけだが、保護者や児童生徒が「愛知に生まれて良かった」、「愛知で子どもを育てられて良かった」と考えられるよう、多くの施策を県民に情報発信し、教育を実践する側と受ける側との信頼関係ができていくとよりよい教育となると思う。「めざす『あいちの人間像』」に「できる」と記載があるが、実践の中で全員が幸せにできるように気にかけて進めて欲しい。

### 第3号議案 愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について

與語教職員課長が、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正により、所用の改正を行う必要があるため請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

### 第4号議案 愛知県文化財保護指針について

富田文化財保護室長が愛知県文化財保護指針の策定について請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員)

今回この指針を策定することとした主旨は何か。また、この指針は誰に向けて出しているものなのか。

(富田文化財保護室長)

これまでは愛知県文化財保護条例のみで対応していたが、今後の文化財行政を進めていくために方針を定める必要性が高まったため策定することとした。

2点目については、県の文化財保護の姿勢を広く示すものであり、市町村の文化財保護担当者に対して同じようなスタンスで仕事をしてもらいたいと考えている。また、文化財の保護については県民に広く意識を持ってもらう必要があると考え、ホームページで公表する予定である。

(岩月委員)

条例だと違反すると罰則があるが、指針では条例と比べて緩やかであるため策定したことで終わってしまうのではないかと危惧している。

指針の策定は課題を明確にして方向性を定めるためには良いと思うが、市町村や県民に対しては協力してもらえような方策を立てていく必要があると思う。

( 富田文化財保護室長 )

条例と比べると力はないが、指針の策定は意識付けや予算編成の際の裏付けとなると考える。建造物については、保存・活用・登録の助言を行うヘリテージマネージャーなど一般の人に勉強してもらって文化財保護の仕組みが始まっている。建造物以外にも広めていきたい。また市町村に向けては研修を行うことを考えている。

( 岩月委員 )

文化財は無くなってしまうと復元ができない大切なものであり、現実の生活の中でどのような位置付けになっているか難しいところであると思うが、できるだけ多くの人に理解してもらわないと意識が広がっていかない。指針に沿って仕事を進めることはもちろんであるが、指針自体を広報し認識してもらうための取組を併せて進めてもらいたい。

( 富田文化財保護室長 )

多くの人に知っていただけるよう進めていく。まず県内にある文化財の所在を把握していくことから始めていきたい。

( 佐藤委員長 )

県内市町村で文化財保護指針を策定しているところはあるか。

( 富田文化財保護室長 )

策定しているところはない。

( 佐藤委員長 )

各市町村が行う仕事と県が行う仕事で住み分けが難しいとは思いますが、文化財が無くなってしまっは遅いので、伝統芸能の記録を残すなど保存の方策を立てて欲しい。愛知県が古き良きものにも優しい県であり、先進的な面だけではないことを文化財保護の観点で示してもらえたらと思う。

第5号議案 「県立高等学校教育推進実施計画(第1期)」について

荻原高等学校教育課長が「県立高等学校教育推進実施計画(第1期)」の策定について請議。

佐藤委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

( 廣委員 )

「グローバル社会で活躍できる人材の育成」中の国際大会ボランティア養成講座では、東京オリンピックやパラリンピックを目的としてボランティアの育成をすすとしている。今後の日本、特に愛知県では産業等の面で国際的にも様々なつながりがあると思う。スポーツのイベントだけでなくいろいろな場面で活躍できるボランティア養成講座として永遠に続く講座になると良いと感じた。

(岩月委員)

言語のみでなく、ボランティア精神等いろいろなことを学習していく講座でないといふ内容の薄いものになってしまうのではないかと思う。

(荻原高等学校教育課長)

東京オリンピック・パラリンピックという一つの世界的なイベントをきっかけとしてうまく活用しながら、英語や通訳の技術の習得にとどまらず、日本文化、世界の文化、おもてなしやコミュニケーションの仕方など幅広く意識を育てていく講座としたい。今回の実施計画は5年間であるため、当面の大きなイベントである東京オリンピック・パラリンピックを活用して生徒のモチベーションを上げながら取り組んでいく。その後には次の目標を見つけながらグローバル人材の育成を行っていききたい。

(岩月委員)

「グローバル社会で活躍できる人材の育成」の中で「国際教養科や国際理解コースを全県にバランス良く設置することを検討」とあるが、科とコースの違いは何か。

(荻原高等学校教育課長)

国際理解コースはあくまでも普通科であり、3年間でコース科目が15単位程度とあまり専門的な内容まで深く立ち入れないところがある。その一方で専門学科である国際教養科では、3年間で少なくとも25単位以上が専門科目でありレベルの高い内容を深く多く学ぶことができる。

(岩月委員)

受験生が進路を決める際に違いはわかるのか。

(荻原高等学校教育課長)

各学校の学校案内や説明会、ホームページ等で中学生や中学校の教員に対して学習内容等十分周知を図っていききたい。

(佐藤委員長)

高校を卒業してからも進学や就職という先の進路がある。卒業後の進路まで見えるようにしてもらいたい。また、産業教育でも航空産業科など新しい学科の設置が計画されているが、新しい教育内容に対応できる教員がいるのかという心配がある。また、教育内容や卒業後の進路についてしっかりと示してもらいたい。

(荻原高等学校教育課長)

教員については、外部の講師を使う等を考えている。教育委員会としても支援をしていきたい。

(岩月委員)

高校教育の幅を広げて先の職業につなげるということも悪くないと思うが、普通科コースが増えることにより高等学校が専門学校化してしまうのではないかと危惧している。資格取得に便利なコースは職業に結びつくが、大卒資格が必要となる教育コースや子ども発達コースは高等学校に設けることが適当であるか疑問である。教員や保育士に求められる資質を高等学校でどのように教えるのか。

(荻原高等学校教育課長)

例えば教育コースでは、近隣の小中学校や教育大学の先生のを借りて子どもの相手をするなど通常の普通科ではできないことをコース科目として数多く体験させる中で教員として将来何が必要か、大切かを高等学校段階から育み、教員になりたいという思いをさらに強く持ってもらいたいという願いでコースを展開していく。

(岩月委員)

今までの教育では、具体的な職業への選択は大学等で行われていたと感じる。現在は幼い頃から職業体験をさせることがあるが、幼い頃から1つの職業に強い思いを持つことは諸刃の剣である。職業に対して強い思いを持ったが、試験に合格しなかったなどの理由によりかなえることができなかった場合子どもたちはどうになってしまうのか。夢をかなえられなかった場合を考えた時に普通教育は大切であると思う。

(竹下学習教育部長)

普通科におけるキャリア教育をどう進めるかが大きな課題であると検討会議等で指摘を受けている。普通科の中で職業や生き方を考えるきっかけが必要ではないかという検討会議の結果を踏まえて新たなコースの設置を考えてきた。多くの生徒が進学を考える普通科の中の限られた単位で、進学先を考えるためのコース制である。100%その職業に就くことを目指すわけではなく、例えば教育コースでは教員には向かないと感じた際に教育関係の別の職業に就くなど学習が役立つことはあると思われる。進路選択を迫ることではなく、進路を考えるきっかけづくりとして中学生や保護者に説明をしていく。また、コース設置校においてもコースの生徒とそうでない生徒との間で職業を意識し、キャリア教育の推進になると考える。

(野村教育長)

日本全体の教育の意識として大学進学を前提とした普通科志向が強い。大学で進路を決めるということもある一方で、普通科を卒業後に就職することもある。また、普通科を卒業した子どもたちが将来の目標を持って大学で学んでいるかというところではなく、合わずに中途退学等をする場合もある。日本の普通科中心のあり方を見直していくことも必要であるとする。普通科で基礎基本を学ぶことも大切であるが、進路を念頭に置きながら、高等学校で学ぶ機会を提供することも必要である。コースでは進路を固めるのではなく、普通科の科目を相当数学びながら将来を考えて学んでもらう。初めは手探りで進めざるを得ないが、これから力を入れて行くべきではないかと考える。

(岩月委員)

専門学科の高等学校を充実していく、緩やかに総合学科にしていく、普通科にコースを設けていくなどうまく整理ができるとういと思う。今すぐに結論が出るものではないが、子どもたちにとって何を学び、どの方向へ進んでいくかわかりやすくなると良いと思う。今回の実施計画を土台として継続して考え、より充実したコースができるように考えてもらいたい。

(佐藤委員長)

商業科が全て総合ビジネス科に変わっていくが、どのような理由からか。いずれは校名も変わるのか。

(荻原高等学校教育課長)

県内の商業高校の統一性を狙っている。現在、単独商業高校の中の商業科は全て総合ビジネス科となっている。一方で普通高校の中の商業科は商業科という名称のままである。今回商業科の改編を考える中で、商業という言葉が持つイメージに比べ、学ぶ内容が幅広くなっていることから併設校における商業科についても名称を変えていこうと考えた。

校名については、ブランドであり、生徒・卒業生の誇りである。一律に変えていくことは難しいが、学習内容に合ったよりよい名前があれば変えていくことも検討していきたい。

協議題1 平成27年度教育委員会所管2月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 平成28年度教育委員会所管当初予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題4 愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題6 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の制定について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 8 通信及び請願

請願第1号 「神韻名古屋公演」に対する後援名義の取り消しを求める請願

佐藤委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員)

この公演に対する後援名義の使用承認の決定はどのように行ったのか。

(山本生涯学習課長)

後援名義の使用承認にあたっては、承認基準に基づき、主催者と事業内容について審査を行う。主催者については、国、愛知県、愛知県内市町村及び地方公共団体の執行機関として置かれる各種委員会等、その他県教育委員会が適当と認めるものとしている。また、事業内容については、事業目的が明らかに文化の振興に寄与するものであること、公益性のあるものであること、教育委員会の教育施策に関する方針及び教育の中立性に反しないものであることなどである。

今回の公演については、申請書類を審査したところ、主催者は「その他県教育委員会が適当と認めるもの」である芸術・文化団体であること、中国古典舞踊、歌唱等で中国伝統文化を紹介し、文化振興に寄与することを目的とする事業内容であることから承認基準に合致するため承認した。

(岩月委員)

書類上の審査であるか。

(山本生涯学習課長)

書類上で審査を行っている。

(則竹委員)

請願書には、神韻芸術団の公演には宗教活動や政治活動が含まれていると記載されているが、今回の公演内容はどうか。

(山本生涯学習課長)

今回の請願を受けて、改めて主催者の法人登記の内容、主催者及び出演団体のWebサイトや公演チラシに記載された事業内容を確認した。その結果、主催者の目的は登記上、芸術文化の普及振興と国民文化の高揚、そして国際相互理解の促進に寄与することとなっており、芸術・文化団体の内容に合致する。また、事業内容については、主催者及び出演団体のWebサイトによると、「神話物語、史書などを題材とした演目の中国古典舞踊を中心とした公演」となっており、申請書にある「中国伝統文化を紹介し、文化振興を目的として行うもの」と合致しており、承認基準を満たしている。

(廣委員)

後援名義の承認を取り消すことができるのはどのような場合か。

(山本生涯学習課長)

申請内容に偽りがあったこと等により、承認基準に合致しないことが判明した場合であると考える。

(佐藤委員長)

一旦後援名義を承認した後、取り消すことは、申請内容に偽りがあったこと等でないと難しいということは理解した。国際問題や宗教問題が絡んでくると県教育委員会が後援名義を承認することは大変重いものである。今後承認する際には、様々な観点から審査を行い、より慎重な対応をお願いしたい。

## 9 自由討議

なし

10 その他  
傍聴人 2名